

介護用品支給事業のご案内

〔内 容〕

在宅で寝たきりや認知症の方などを介護しておられるご家族に対して、介護に必要な介護用品（紙おむつなど）を支給し、ご家族のご負担を少しでも軽減しようとするものです。

〔対 象 者〕

本市に住所を有し、①②を満たされる、紙おむつ等の必要な方を、在宅で介護されているご家族。

- ①介護保険制度で「**要介護3・4・5**」と認定された方
- ②市府民税が非課税の方

※ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等に入所されている場合は対象になりません。

※ 必ず要介護者ご本人でなく、介護者であるご家族が申請してください。

（申請書を審査の後、用品を支給することが適当と認めたときは「支給決定通知」と「チケット」をお送りいたします。）

〔支給用品〕

支給対象用品は、紙おむつ・おむつカバー・尿取りパッド・使い捨て手袋・清拭用品及びドライシャンプー等です。

〔支 給 額〕

月額3,000円ですが利用者に1割負担をお願いします。事前に1割を差し引いた額 2,700円分のチケット（一枚900円×3枚）を支給（申請を受付けた翌月から） させていただきます。なお、おつりは出ませんので、購入時に900円未満の端数が出た時は現金でお支払いください。

〔購入方法〕

店頭もしくは電話等による配達依頼によりご購入ください。配達料をチケットでお支払いいただいても結構です。

社会福祉協議会で配達を希望される場合は、別途申請が必要ですので、印鑑と口座番号のわかるものを持参の上、同協議会で手続きしてください。

チケットについては、第三者への譲渡等はできません。

〔取 扱 店〕（詳細は別紙）

- 市内各薬局、ドラッグストア
- 各居宅介護支援事業所
- スーパー、ホームセンター

お問い合わせ先

綾部市役所 高齢者支援課

高齢者福祉担当 ☎42-4259（直通）